

## ＜児童手当請求者の方へ＞

国民年金加入者を除く

◆お手持ちの保険証が、以下のものである方は、この「年金加入証明書」は不要です。以下の保険証にて代用できますので、保険証の写し(コピー)を提出してください。

### 【年金加入証明の代わりになる健康保険証】

- |   |                         |
|---|-------------------------|
| 1 健康保険被保険者証                                 | 2 私立学校教職員共済加入者証         |
| 3 船員保険被保険者証                                 | 4 日本郵政共済組合員証            |
| 5 全国土木建築国民健康保険組合員証                          | 6 文部科学省共済組合員証(大学等支部に限る) |
| 7 共済組合員証のうち勤務先が独立行政法人又は地方独立行政法人であることが明らかなもの |                         |

◆お手持ちの保険証が、上記のものでない方は、この「年金加入証明書」を事業所にて記載していただき、提出してください。

## ＜請求者がお勤めの事業主の方へお願い＞

◆年金加入証明書は、児童手当の認定のために必要な書類ですので、社員・従業員の方から申請ありましたら証明いただきますようよろしくお願いいたします。

キリリ線

## 年金加入証明書

次のとおり被用者年金に加入していることを証明します。

氏名		生年月日	年 月 日生
加入年金の種類	1. 厚生年金	2. ( )共済年金	
当事業所で年金に加入した年月日	平成 昭和	年 月 日	

平成 年 月 日

事業所所在地 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_ (印)

事業主又は責任者 \_\_\_\_\_ (印)

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_